

○東北地方整備局告示第百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十一日

東北地方整備局長 川瀧 弘之

第1 起業者の名称 宮城県

第2 事業の種類 花渚浜地区海岸改修工事（宮城県宮城郡七ヶ浜町花渚浜字表浜二地先海浜地から同町花渚浜字浜沼地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮城県宮城郡七ヶ浜町花渚浜字表浜一及び字浜沼地内
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渚浜字表浜二地先海浜地及び字表浜一地先海浜地
- 2 使用の部分 宮城県宮城郡七ヶ浜町花渚浜字表浜二、字表浜一及び字浜沼地内
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渚浜字表浜二地先海浜地

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県宮城郡七ヶ浜町花渚浜字表浜二地先海浜地から同町花渚浜字浜沼地内までの延長268mの区間（以下「本件区間」という。）における「花渚浜地区海岸改修工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第3条第10の2号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第5条第1項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件区間は同法第3条第1項の規定に基づき宮城県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

仙台湾沿岸は、宮城県石巻市の黒崎から福島県相馬市の茶屋ヶ岬までの約435kmの海岸であり、このうち、仙台湾沿岸七ヶ浜海岸花渚浜地区海岸（以下「花渚浜地区海岸」という。）は、宮城県宮城郡七ヶ浜町の南東部に位置する七ヶ浜海岸のうち東側に位置する全長約2.9kmの海岸である。

仙台湾沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んな地域である。しかし、太平洋に面していることから、これまで幾度となく津波による被害に見舞われており、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波では、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

仙台湾沿岸の海岸保全対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害を契機とし、明治29年6月の明治三陸地震に伴う津波に対応した堤防高であるT.P.（東京湾平均海面）+6.8mを確保することを目標として、順次、海岸改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等のため、津波、高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された海岸改修事業であり、本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、津波、高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が平成26年11月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているオオクグその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、保全措置の実施により、軽減されるものと予測されており、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による被害を受けたことなどから、津波、高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第1号）等に定める規格に適合してい

ると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を陸側に整備する案（以下「申請案」という。）及び堤防を従前位置に整備する案の2案による検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が多いものの海岸付近の改変面積が少ないことから海岸環境への影響が小さいこと、海中部分における大規模な掘削及び仮締切工事を伴わないことから施工性に優れていること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による被害を受けたことなどから、津波、高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺について、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県宮城郡七ヶ浜町役場